

9-3
2-42

昭和二十五年一月二十九日(火)

局長会議議題

- 一、今期国会提出法案について……………総務課
- 二、中央教育委員会の設置に関する問題点―総務課
- 三、因給制度勧告案等について……………入軍課
- 四、クリスマスプレゼントについて……………総務課



天野 295

## 中央教育委員会設置に関する問題点

一、中央教育委員会の設置は、教育委員会制度及び大学自治確立の精神からみて適当であるかどうかが。

二、建議書の内容と現行文部省の機構との関係からみて次のような問題がある。

1、現行文部省設置法においては、文部省の性格及び権限の民主化と原則として之法を以て、現行においても、他の政府機関の民主化の最上端を以てするので、中央教育委員会の目標とするところは相当程度違つてゐるから、如何なるか。

又、教育委員会、国立公之大学、文部省、中央教育委員会の四者<sup>行政</sup>の権限及び機能の如何に調整するか。

3、文部省設置法第二十四条に規定された審議会等とは中央教育委員<sup>行政</sup>会との権限的及び機能的關係を如何にするか。

建議書の中央教育委員会の権限として掲げられた事項は、現行審議会等による次のように処理されてゐる。

(1) 学校教育に関する基本的方針については、  
教育課程審議会、通信教育審議会、保健体育審議会、  
学術奨励審議会、教科用図書検定調本目録審議会、  
教科書出版資格審査会、科学教育振興委員会(以下大臣  
裁定の委員会) 科学教員委員会、講座等研究協議会  
教材等調査審議会

(2) 学校施設基準については、  
学校施設基準委員会(大臣裁定)

(3) 教員資格の基準については、  
教育職員免許等審議会

(4) 社会教育及び文化事業に関する基本方針及び援助については、  
社会教育審議会、通信教育審議会、藝能運動委員会(大臣  
裁定)

(5) 国立学校ノ設置廃止については

大学設置審議会(私立大学については私立大学審議会)

(6) 官公之私立大学に關する重要事項については

国立大学審議会、公之大学審議会(公之国立及公之)

大学管理伝で規定の予定)私立大学審議会

(7) その他の文教行政については

教職員適格審査会、中央教職員適格審査会、

測地学審議会、国語審議会、普及権審査会

文正即専門士審議会

(8) その他国立及び公之大学ノ重要事項については、国立及び公之

大学管理法案で文部大臣の下に設けられる国立大学審

議会及び私立大学設置議会の議決を要することと

してゐるので、これとの関係をどうするか。

4 もし中央教育委員会が、前項の各定員議会等の上位

機関となり、調整機能を行つた場合には、これら各

定員議会等の自主性が損われはしないか。

5 もし又中央教育委員会が、第三項の各定員議会等の單

なる連絡機関としての機能を果たすものとすれば、<sup>議院</sup>議院の

実質的意義が失われはしないか。

6 もし又中央教育委員会が、第三項の定員議会等とは別個

に、文教に關する根本方策の企画立案の機能を果たす

ものとすれば、新文教行政制の一応の確立を目前に現在、

積極的に定員議すべき事項があるか否か。

三、行政機構間系化の一環として、昨年秋以来<sup>政府</sup>府の採用して

いる定員議会を整理の方向からみて、中央教育委員会設置具

はどうか。